

総務部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称                        | 契約日            | 契約金額        | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所                               | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由  | その他        |
|-----|-----|------------------------------|----------------|-------------|--|---|-------------------|--|------------|
| 1   | 管財課 | 県有施設照明<br>LED化業務<br>(R6)その1  | 令和6年<br>10月17日 | 126,786,000 | 「株式会社サン電設、株<br>式会社アイ・シー・エス、<br>株式会社琉球エコライン」<br>受託コンソーシアム | 代表者 株式会社サン電<br>設<br>沖縄県うるま市字塩屋<br>508-1 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本業務の内容として、主に価格以外で、省エネ性能、事業スピードなどを重視する必要があるため、事業者からの技術提案に基づいてプロポーザル方式により選定委員会で評価し、最も適した者を選定し随意契約を行った。   |            |
| 2   | 税務課 | 物品売買契約<br>(沖縄県税関係<br>例規集の追録) | 令和6年<br>11月26日 | 2,309,868   | 第一法規株式会社   | 東京都港区青山2丁目1<br>1番17号                    | 第167条の2<br>第1項第2号 | 沖縄県税関係例規集の追録購入は、特定の者でなければ調達できず競争入札に適さないため。   | 特命随意<br>契約 |
| 3   | 管財課 | 県有施設照明<br>LED化業務<br>(R6)その2  | 令和6年<br>11月26日 | 244,574,000 | マエダ電気工事株式会<br>社  | 沖縄県那覇市壺川1丁目<br>16番地11                   | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本業務の内容として、主に価格以外で、省エネ性能、事業スピードなどを重視する必要があるため、事業者からの技術提案に基づいてプロポーザル方式により選定委員会で評価し、最も適した者を選定し随意契約を行った。   |            |
| 4   | 管財課 | 本庁舎非常用<br>発電機整備修<br>繕        | 令和6年<br>11月28日 | 34,375,000  | 福山建設株式会社   | 浦添市牧港四丁目14番<br>17号                      | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本庁舎非常用発電機は設置から30年以上が経過しており、令和6年度の点検整備にて経年劣化による付属機器の不良が確認されたところである。当該設備は、商用の電源供給が断られた場合に本庁舎非常用電源確保を目的に設置されており、非常時における重要設備であることから早急に修繕を行う必要がある。非常用発電機は各メーカー独自の機器の構造、点検及び調整方法があるため、設備に精通し機器を熟知している業者及び技術員が対応する必要がある。<br>沖縄県内において川崎重工(株)ガスタービン設備のサービス指定店は福山建設(株)の1社だけであり、福山建設(株)は工場で技術研修を受けた専門技術者を確保している。また、取替予定している付属機器については、現在製造されておらず、メーカー在庫品のみとなっており、迅速にメーカー協力体制をとれることが可能である。<br>以上の理由から、福山建設(株)との随意契約することとした。 |            |

総務部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称                           | 契約日            | 契約金額      | 契約の相手方の名称           | 契約の相手方の住所            | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由  | その他                      |
|-----|-----|---------------------------------|----------------|-----------|---------------------|----------------------|-------------------|--|--------------------------|
| 5   | 管財課 | 本庁舎等消防<br>設備不良箇所<br>修繕          | 令和6年<br>11月29日 | 4,455,000 | 一般社団法人<br>沖縄県消防設備協会 | 那覇市泊三丁目1番地2<br>6     | 第167条の2<br>第1項第6号 | <p>沖縄県本庁舎及び北部合同庁舎の消防設備である消火器等について、定期の消防点検により、いくつかの箇所では製造年数より10数年が経過し、機能が発揮できない恐れがあることが報告された。</p> <p>火事など災害発生時に消防設備が使用できない場合、県職員並びに来庁者の避難に支障をきたし、最悪の場合、人災につながるなど、庁舎管理として安全性が確保できなくなるため、早急に修繕する必要がある。</p> <p>一般競争入札を実施し、10月30日に開札をおこなったが、入札者がおらず不調となったため、販売メーカーにより年間の在庫が決まっている消火器等については、早急な発注機会を逃すと今年度での対応が厳しい状況となってしまった。</p> <p>そのため、早期の修繕発注にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」並びに随意契約ガイドライン【5. 随意契約の適用基準】(6)②「早急に契約しなければ、契約の目的物の在庫が払底する等の理由から、契約機会が失われ、又は著しく不利な価格で契約しなければならないこととなる場合」に基づき、消火器の設置箇所並びに消防設備の機能を網羅し、本庁舎及び北部合同庁舎の消防設備を熟知している点から、定期点検を実施している(一社)沖縄県消防設備協会に随意契約を締結した。</p> |                          |
| 6   | 税務課 | 地方税電子申<br>告支援サービ<br>ス提供業務委<br>託 | 令和6年<br>12月20日 | 1,173,480 | 日本電気株式会社沖縄<br>支店    | 沖縄県那覇市久茂地2丁<br>目2番2号 | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>日本電気株式会社は、地方税共同機構が認定した事業者であり、本県基幹システムの開発者でもあることから、システムの安定稼働や障害対応、電子申告サービスの仕様変更に対応できる事業者である。仮に当該事業者以外の者に発注した場合、システム障害が発生した場合の責任の所在が不明確になること及び障害が発生した場合の迅速な対応が困難になることが想定されるため。</p>  | 長期継続<br>契約<br>特命随意<br>契約 |

総務部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称                   | 契約日            | 契約金額      | 契約の相手方の名称   | 契約の相手方の住所    | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他 |
|-----|-----|-------------------------|----------------|-----------|-------------|--------------|-------------------|---|-----|
| 7   | 管財課 | 中部合同庁舎<br>メーター等設備<br>修繕 | 令和6年<br>12月21日 | 7,150,000 | 有限会社 三省電気工事 | 沖縄市字登川923-1  | 第167条の2<br>第1項第8号 | 一般競争入札を行い、3回の再入札を行ったが、落札候補者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に基づき、入札者の中で、最廉価の価格を提示した有限会社三省電気工事と随意契約を締結した。 |     |
| 8   | 管財課 | 北部合同庁舎<br>西側倉庫修繕        | 令和6年<br>12月24日 | 1,210,000 | 合同会社イシン産業   | 金武町字屋嘉2927-1 | 第167条の2<br>第1項第5号 | 北部合同庁舎西側倉庫の庇について、台風・豪雨等により幕板及び軒天上が落下する恐れがある状態となった。<br>早期の復旧にあたり、当該幕板の修繕範囲を正確に把握している、合同会社イシン産業と随意契約を締結した。                                    |     |